

毎週火、金曜日発行（但休日に出る）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 土地改良事業計画書の写の縦覧
土地改良事業計画等の縦覧

基本測量の終了の通知
小売さばき人の指定
保険医療機関の指定の辞退
保険医の登録の抹消
保険医等の登録
牛の人工授精に関する講習会の実施
結核病等検査等の実施
あん摩師、はり師及びきゆう師試験の実施

告示

鳥取県告示第三十一号

昭和三十七年六月二十日付けで北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条川土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和三十七年十二月十五日付けで米子市彦名町六七六番地、内田金良ほか十五人の者から申請のあつた米子市彦名三番川土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 米子市役所

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知

事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

昭和三十八年一月七日付けで八頭郡八東町大字東一八番地、松田正秋ほか十四人の者から申請のあつた東土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 八東町役場

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

昭和三十七年十二月十五日付けで米子市彦名町四五八九番地、河場敏雄ほか十五人の者から申請のあつた米子市彦名後藤川土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。
三 縦覧に供する場所 米子市役所
四 異議の申出
利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 一万分の一湖沼測量

二 作業地域 米子市及び境港市

三 作業終了年月日

昭和三十七年十二月十六日

鳥取県告示第三十六号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年二月五日

指定番号	氏名	鳥取県知事	石 破 二 朗	指定年月日	昭和三十八年二月一日
三三〇	鳥取県経済農業協同組合連合会 倉吉支所長 小島豊	売さばき場所	倉吉市上井三三〇番の二地		

鳥取県告示第三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の十一第一項の規定による保険医療機関の指定の辞退によつて保険医療機関でなくなつたものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関名	所 在 地	辞退効力発生年月日
松原 医院	鳥取市吉方五二七	昭和三十八年一月二十一日

鳥取県告示第三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の十一第二項の規定による保険医の登録の抹消の請求によつて保険医でなくなつた者について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關

する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年二月五日

氏名	住所	登録の記号及び番号	抹消年月日
松原 堅	鳥取市吉方五二七	鳥医三五三	昭和三十八年一月二十一日

鳥取県告示第三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第五一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年二月五日

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
杉原 徹彦	西伯郡日吉津村大字日吉津	鳥医九五六	昭和三十八年一月十六日

森下 一枝	八頭郡河原町河原五〇	鳥葉一四三
長谷川嘉一	鳥取市玄好町	鳥職員独身寮 一四四

鳥取県告示第四十号

鳥取県家畜人工授精講習会規程(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号)第二条の規定により、牛の人工授精に關する講習会を次のように実施する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日 時	午 科	前 午	後 目	開 催 地
二月十八日	関係法規	繁殖生理	繁殖生理	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
十九日	家畜改良と登録	胎生遺伝と概論	胎生遺伝と概論	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
二十日	器具機械消毒	生殖器解剖	生殖器解剖	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
二十一日	繁殖生理	生殖器解剖	生殖器解剖	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場

公 告

- 〃 二十五日 〃 黒坂地区 下菅、中菅
- 〃 二十八日 〃 日光地区 大阪
- 三月 四日 〃 富江
- 〃 九日 〃 神奈川地区 池ノ内
- 〃 十八日 〃 米沢地区 下敷屋、助沢
- 〃 〃 〃 江尾地区 江尾、吉原
- 〃 二十二日 〃 大河原
- 〃 〃 〃 米沢地区 美用、原

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり行なう。
昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験場所
鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所
- 二 試験日時

- (1) 学科試験
昭和三十八年二月二十日 午前九時開始
- (2) 実地試験
昭和三十八年二月二十一日 午前九時開始

三 試験科目

- 1 あん摩師試験の科目
学科試験
解剖学
生理学
病理学
衛生学（消毒法を含む。）
症候概論
治療一般
あん摩理論
医事法規
実地試験
あん摩実技
- 2 はり師試験の科目

学科試験

- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学（消毒法を含む。）
- 症候概論
- 治療一般
- 漢方概論（経穴を含む。）
- はり理論
- 医事法規
- 実地試験
- はり実技

3 きゆう師試験の科目

- 学科試験
- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

- 治療一般
- 漢方概論（経穴を含む。）
- きゆう理論
- 医事法規
- 実地試験
- きゆう実技

4 試験科目の免除

1 はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号共通科目の免除願を提出すること。
2 はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつて、きゆう師試験を受けようとする者又は、きゆう師試験合格者であつて、はり師試験を受けようとする者は、すでに受験した科目の免除願を提出すること。（この場合は、その試験の合格証書の写しを添付しなければならない。）

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。
学科試験は筆記又は点字で行なう。

五 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又は、これらの学校若しくは養成施設において、それぞれ、あん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

六 受験願書の提出期限

昭和三十八年二月十六日（郵送の場合二月十六日付けの消印のあるものは有効）

七 受験願書の提出先

鳥取県厚生部衛生課（鳥取市東町）あて提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は、現金又は普通為替で納付することができる。
九 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履曆書
- 3 五に該当することの証明書
- 4 戸籍抄本又は戸籍謄本
- 5 写真（手札型とし、出願前六月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出席した試験の種類、撮影年月日氏名及び年令を記載すること。）

十 受験票の交付

受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

十一 合格者の発表

合格者の氏名を三月上旬鳥取県公報に登載するとともに、合格者に合格証を交付する。

十二 その他不明の点は、もよりの保健所又は鳥取市東町二丁目鳥取県厚生部衛生課にお問い合わせ下さい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月額二五〇円（郵送料共）]